

第64回加東市議会(3月定例会)議案一覧(第1日)

報告 第1号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)

ケアホームかとう(入所者)のサービス提供中に発生した事故(転倒による骨折)に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した報告。損害賠償の額は、104,320円

承認 第1号 専決処分の承認を求める件(平成27年度加東市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号))

報告第1号の和解及び損害賠償にあたり、予算措置をする必要があるが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、歳入歳出それぞれ損害賠償の額である105千円増額したものの。

第1号議案 平成27年度加東市一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ487,653千円減額するもの。

歳入は、収入見込みにより市税を131,798千円、額の確定見込みにより交付税を359,181千円、国補正予算関連により国庫支出金を41,451千円増額するが、事業の執行見込み等により県支出金を18,672千円、財政調整基金繰入金金を465,913千円、市債を607,000千円減額(うち臨時財政対策債は200,400千円減額)。

歳出は、国の補正予算に関連し、新規事業として、総務費では地方創生事業で61,913千円、情報管理事業で74,000千円、民生費では高齢者臨時福祉給付金給付事業で129,028千円などを追加し、追加事業として、農林水産業費では農村地域防災減災事業など108,996千円を増額するほか、総務費で、公共施設整備基金に260,000千円を積み立て、土木費で土地区画整理組合貸付金を110,000千円追加するが、事業完了及び執行見込みにより一般会計の全事務事業を対象に不用額の精算を行ったことにより減額。

第2号議案 平成27年度加東市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ58,310千円増額するもの。

歳入は、保険税の収入見込み及び国県支出金の交付決定により100,587千円減額となる一方で、療養給付費等交付金及び共同事業交付金は額の決定等により161,253千円増額となるため、繰入金を7,815千円減額。

歳出は、事務経費及び保健事業費を執行見込みにより減額し、保険給付費及び共同事業拠出金については、執行見込みにより増額。

第3号議案 平成27年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ7,738千円減額するもの。

主なものは、保険料の収入見込み及び後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定等による減額。

第4号議案 平成27年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ69,852千円減額するもの。

歳入は、収入見込みにより保険料を4,793千円、返納金等諸収入を2,435千円増額し、国県支出金等について、保険給付費等の減により減額。

歳出は、介護報酬の改定及び1単位単価の加算地域対象外となったことなどにより保険給付費を46,500千円、地域支援事業費を執行見込みにより18,966千円減額するほか、人件費等事務費を減額。

第5号議案 平成27年度加東市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ9,079千円減額するもの。

歳入は、保険給付費の収入見込みによりサービス収入5,578千円及び繰入金金を5,611千円減額し、訪問看護（医療分）の増で諸収入を2,110千円増額。

歳出は、人件費等事務経費を9,079千円減額。

第 6 号議案 平成 27 年度加東市水道事業会計補正予算（第 3 号）

3条予算の収入は、営業収益の水道使用量の減少による給水収益の減及び営業外収益の、長期前受金戻入の補助金収益化による減等で16,756千円の減額。支出は、人件費の増減及び委託料等の減により25,963千円の減額。

4条予算の支出は、事業費の確定及び執行見込みにより配水設備費を94,332千円減額し、収入は、負担金、出資金及び補助金を24,887千円減額。

第 7 号議案 平成 27 年度加東市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

3条予算の収入は、営業収益の下水道使用量の減少による下水道使用料の減及び国庫補助金の減、一般会計繰入金金の増等で3,053千円の減額。支出では、人件費の増減及び委託料等の減により34,779千円の減額。

4条予算の支出は、事業費の確定及び執行見込みにより建設改良費を61,076千円減額し、収入は、企業債、負担金及び補助金の減により55,250千円の減額。

第 8 号議案 平成 27 年度加東市病院事業会計補正予算（第 3 号）

3条予算の収入は、患者数の見込みにより医業収益の減等で331,010千円の減額。支出では、決算見込みにより110,412千円の減額。

4条予算の支出は、事業費の確定及び執行見込みにより建設改良費を16,676千円減額し、収入は、企業債、固定資産売却代金を26,634千円減額。

平成 28 年度 予算概要

平成28年度加東市当初予算総額は、38,276,794千円。対前年度6.6%、額にして2,377,094千円の増で、合併後最大規模の予算。

一般会計は21,282,000千円で、対前年度12.0%、額にして2,278,000千円の増額。主な増額の要因は、常備消防事業における加東消防署建設負担金や小元団地建替事業、防災行政無線デジタル同報系システムの整備などの大型事業を実施するため。

4特別会計の予算総額は8,823,896千円で、対前年度1.4%、額にして124,227千円の増で、増額の主な要因は、国民健康保険特別会計の拠出金及び保険給付費の増額によるもの。

3企業会計の予算総額は、8,170,898千円で、対前年度0.3%、額にして25,133千円の減で、減額の主な要因は、病院事業会計の3条予算の医業費用、4条予算の建設改良費の減によるもの。

第 9 号議案 平成 28 年度加東市一般会計予算

予算額は、21,282,000千円、対前年度12.0%、2,278,000千円の増。

常備消防事業における加東消防署建設負担金や小元団地建替事業、防災行政無線デジタル同報系システムの整備などが主なもの。

第 10 号議案 平成 28 年度加東市国民健康保険特別会計予算

予算額は、4,719,806千円、対前年度2.5%、113,202千円の増。

保険財政共同安定化事業拠出金、保険給付費の増額が主なもの。

第 11 号議案 平成 28 年度加東市後期高齢者医療特別会計予算

予算額は、433,856千円、対前年度7.0%、28,304千円の増。
後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なもの。

第 12 号議案 平成 28 年度加東市介護保険保険事業特別会計予算

予算額は、3,277,285千円、対前年度0.9%、29,994千円の減。
保険給付費の減額が主なもの。

第 13 号議案 平成 28 年度加東市介護保険サービス事業特別会計予算

予算額は、392,949千円、対前年度3.3%、12,715千円の増。
ケアホームかとう一般管理費の増額が主なもの。

第 14 号議案 平成 28 年度加東市水道事業会計予算

予算額は、2,006,277千円、対前年度1.2%、23,097千円の増。
4条配水設備費、固定資産購入費の増額が主なもの。

第 15 号議案 平成 28 年度加東市下水道事業会計予算

予算額は、3,926,091千円、対前年度4.0%、150,069千円の増。
4条工事請負費、委託料の増額が主なもの。

第 16 号議案 平成 28 年度加東市病院事業会計予算

予算額は、2,238,530千円、対前年度8.1%、198,299千円の減。
3条医業費用、4条建設改良費の減額が主なもの。

第 17 号議案 加東市行政不服審査法施行条例制定の件

情報公開審査会及び個人情報保護審査会と平成28年4月1日に施行される行政不服審査法による第三者機関を統合した行政不服審査会の設置等について、条例を制定し、あわせて附則において、加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員報酬を規定するもの。

第 18 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係する加東市情報公開条例、加東市個人情報保護条例、加東市固定資産評価審査委員会条例、加東市行政手続条例、加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、加東市一般職の職員の給与に関する条例、加東市消防団員等公務災害補償条例、加東市証人等の費用弁償に関する条例を一括して改正するもの。

第 19 号議案 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

人事院勧告を踏まえ、市職員給与について、国の行政職俸給表の平均改定率0.4%と同水準で改定し、勤勉手当については、0.1カ月分の引上げを行うこと及び等級別基準職務表を定めるために改正すること。また、当該条例の規定中、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う、項ずれなどを改正すること及び加東市一般職の職員の給与の特例措置に関する条例を廃止するもの。

第 20 号議案 加東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

常勤の特別職の期末手当について、0.1カ月引上げを行うために改正するもの。

第 21 号議案 加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立保育園を認定こども園へ移行させることに伴い、特殊勤務手当である福祉業務手当の支給対象に認定こども園及び保育教諭を追加すること及び当該条例の規定中、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正による条ずれを改正するもの。

第 22 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に、降任・免職に関する規定を追加し、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び加東市職員の旅費に関する条例の項ずれを改正するもの。

第 23 号議案 加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、平成28年4月1日から併給調整を行う場合の調整率が改正されることから、加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び加東市消防団員等公務災害補償条例に規定のある調整率を改正するもの。

第 24 号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

学校教育法の一部が改正され、義務教育学校が新たに規定されることに伴い、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例、加東市体育施設条例、加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例、加東市営住宅条例の一部改正、加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び加東市病児病後児保育施設条例について、所要の改正を行うもの。

第 25 号議案 加東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定の件

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に資するため、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営等について、当該条例を制定するもの。

第 26 号議案 加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものを地域密着型サービスに位置付けるよう介護保険法等の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるため、当該条例に地域密着型通所介護を新たに規定すること及び当該条例の規定中、介護保険法施行規則の改正等による条ずれ等を改正するもの。

第 27 号議案 加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法等の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるため、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の開催を義務付けること及び小規模通所介護事業所が、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合の経過措置など、所要の改正を行うもの。

第 28 号議案 加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるため、項ずれを改正するもの。

- 第 29 号議案 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件**
企画提案競争方式（プロポーザル方式）により業者を選定するにあたり、外部の専門的知識を有する者を加えて審査を行う場合があることから、その委員報酬を追加するため、改正するもの。
- 第 30 号議案 国営加古川西部土地改良事業費償還基金条例を廃止する条例制定の件**
国営加古川西部土地改良事業に係る負担金の償還が、平成27年度末で完了し、国営加古川西部土地改良事業費償還基金が必要でなくなることから、当該条例を廃止するもの。
- 第 31 号議案 加東市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件**
市町村民税所得割額が 77, 100 円以下の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料を軽減し、経済的負担の軽減を図るため、当該条例を改正するもの。
- 第 32 号議案 加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件**
学校医の報酬について、基本額を兵庫県立学校医の報酬の改定額と同水準である218,000円に改正するもの。
- 第 33 号議案 加東市東条文化会館条例の一部を改正する条例制定の件**
使用料を指定管理者の利用料収入とすることに伴い、市等が使用する際の減免規定を削除し、減免条件を加東市やしろ国際学習塾及び加東市滝野文化会館と同様とするため、当該条例を改正するもの。
- 第 34 号議案 加東市東条健康の森条例を廃止する条例制定の件**
加東市東条健康の森について、年々利用率が低下し、費用対効果が望めないことから、野外活動を行う公の施設としての用途を廃止するため、当該条例を廃止するもの。
- 第 35 号議案 加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件**
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の取扱いを見直す方針が示されたこと並びに地方税法及び地方税法施行令の改正等による文言及び条ずれを整理するため、加東市税条例及び加東市税条例の一部を改正する条例を改正するもの。
- 第 36 号議案 加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例制定の件**
関係する法律及び兵庫県条例の改正等による文言等を整理するため、改正するもの。
- 第 37 号議案 加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件**
廃棄物処理手数料の還付について規定するため、当該条例を改正するもの。
- 第 38 号議案 加東市産地形成促進施設・道の駅とうじょう条例の一部を改正する条例制定の件**
加東市産地形成促進施設・道の駅とうじょうの所在地表記を改正するもの。
- 第 39 号議案 加東市下水道条例の一部を改正する条例制定の件**
当該条例の規定中、下水道法の改正による条ずれ及び引用する加東市給水条例の条ずれを改正するもの。
- 第 40 号議案 加東市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件**
当該条例の規定中、地方自治法の改正による項ずれ及び大字の表記を改正するもの。
- 第 41 号議案 加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件**
当該条例の規定中、水道法施行令の改正による条ずれを改正するもの。

第 42 号議案 加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

当該条例の規定中、施設の室名等の明確化を図るとともに、収容定員を改正するもの。

第 43 号議案 第 2 期加東市教育振興基本計画策定の件

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画（第2期：平成28年度から5年間）を定めることについて、加東市議会基本条例第13条の規定により、議決を求めるもの。

第 44 号議案 市有財産の処分の件

窪田児童公園を窪田地区の児童公園として無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるもの。

第 45 号議案 市道路線の認定の件

梶原地内の開発行為により、帰属を受けた道路を西畑谷ノ上線として市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議決を求めるもの。

第 46 号議案 指定管理者の変更の件（加東市東条文化会館）

加東市東条文化会館の次期指定管理者について、連合体の構成団体の一つである「新しい風かとう」が任意団体から特定非営利活動法人となったため、指定管理者を変更するもの。

同意 第1号 加東市教育委員会委員の任命の件

現委員である神崎芳美氏の任期が、平成28年5月26日に満了するため、同氏を次期委員として任命同意を得ようとするもの。

同意 第2号 人権擁護委員の推薦の件

現委員である山口廣子氏の任期が、平成28年9月30日に満了するため、同氏を次期委員として推薦同意を得ようとするもの。

同意 第3号 人権擁護委員の推薦の件

現委員である藤井三平氏の任期が、平成28年9月30日に満了するため、同氏を次期委員として推薦同意を得ようとするもの。

同意 第4号 加東公平委員会委員の選任の件

現委員である勝本 進氏の任期が、平成28年5月18日に満了するため、同氏を次期委員として選任同意を得ようとするもの。

議会 諮問 第1号 平成27年8月請求の下水道使用料納入通知に対する異議申立てについて

地方自治法第229条第1項の規定による下水道使用料についての異議申立てに対し、同条第4項の規定により議会に諮問するもの。（8月請求分）

議会 諮問 第2号 平成27年10月請求の下水道使用料納入通知に対する異議申立てについて

地方自治法第229条第1項の規定による下水道使用料についての異議申立てに対し、同条第4項の規定により議会に諮問するもの。（10月請求分）

議会
諮問

第3号 平成27年12月請求の下水道使用料納入通知に対する異議申立てについて

地方自治法第229条第1項の規定による下水道使用料についての異議申立てに対し、同条第4項の規定により議会に諮問するもの。(12月請求分)